

「国内で初の導入」 ～独製コンテナ荷役車～

～和歌山港運事業協同組合～



独リンデ社製のコンテナ荷役車「リ - チスタッカ」を国内で初めて導入したのは、和歌山港運事業協同組合です。

従来の荷役車では不可能だった手前のコンテナの奥にある2列目・3列目の段積み・出し入れ作業が可能となり、つり上げたコンテナの回転など積み込み作業、保管効果が画期的に効率化されました。

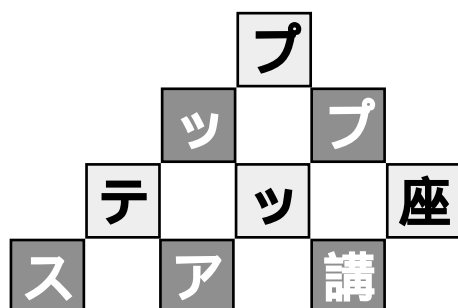
導入後、組合には港湾関係者等の見学が相次ぎ、事務局も対応に追われているところですが、この新鋭荷役車の活躍により作業効率のアップ

と、共同施設としての更なる利便向上を図っています。



〒640-8287
和歌山市築港3丁目23番地
TEL 073-433-0034

上屋事務所
和歌山市湊薬種畑1334-28
TEL 073-432-3036



「企業の実態にあった中小企業

本号と次号では、主要な経営分析項目の算出方法とその数値が持つ意味、及び注意点をお話します。

1. 経営資本対営業利益率

経営資本対営業利益率は最も重要な数値で、事業の最終結果がここに凝縮されているといっても過言ではありません。

算式は次のとおりです。

$$\text{経営資本対営業利益率} = \frac{\text{営業利益}}{\text{経営資本}} \times 100$$

企業が、本来の目的である経営活動に使用している投下財産、すなわち営業用の純資本投資がその活動によってどれだけの利益をあげたかをみます。

この比率が高いほど企業の収益がよいことになります。わかりやすくいえば、年間、1千万円儲けるのに1億円投資するのと、5千万円投資するのではどちらが効率的かということです。

この場合、営業利益の算出方法に注意する必要があります。一般会計原則では、支払利息・割引料は営業利益から差し引かれますが、診断資料としてコスト把握の必要から、支払利息・割引料は営業経費と考えて、販売費・管理費の中に含めます。

経営資本は、通常貸借対照表の左側の資産合計を使いますが、遊休土地等の企業活動に寄与していない資産は控除します。

この数値で特に注意しなければならないのは、土地建物が借地・借家、機械設備等の固定資産がリースの場合は当然経営資本が少なくなりますから、これらの資産を

購入したものとして計算する必要があります。

経営資本対営業利益率を分解すれば次のように経営資本回転率と売上高営業利益率に分かれます。

$$\frac{\text{営業利益}}{\text{経営資本}} = \frac{\text{純売上高}}{\text{経営資本}} (\text{経営資本回転率}) \times \frac{\text{営業利益}}{\text{純売上高}} (\text{売上高営業利益率})$$

経営資本回転率は、事業に投下された資本の回転速度を表わすものです。

この回転率が高いのは、資本の回転度すなわち、資本の利用度が高いことを意味しています。薄利多売の業種はこの回転率を重視しています。

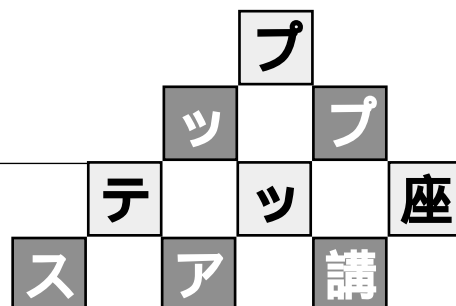
経営資本回転率をさらに分解していけば、資産のどの部分の回転率がどのようになっているかがよくみえてきます。具体的にいえば、経営資本の代わりに固定資産を持ってきて固定資産回転率をみ、受取勘定を持ってきて受取勘定回転率をみ、商品を持ってきて商品回転率をみることができます。

一方、売上高対営業利益率は、企業の収益性、経営能力の良否を示す重要な比率で、利幅の程度を表わすものです。宝石・貴金属店や、高級呉服店は売上高対営業利益率を重視して経営する業種の代表といえます。

売上高対営業利益率もさらに分解していけば、利益率

の経営分析」

中小企業診断士 奥村 博志



の善し悪しの原因がみえてきます。具体的にいえば、営業利益の代わりに総利益を持ってきて売上高対総利益率をみ、経常利益を持ってきて売上高対経常利益率をみ、販売・管理費を持ってきて販売・管理費比率をみ、広告費を持ってきて売上高対広告費比率をみ、人件費を持ってきて売上高対人件費比率をみ、支払利息を持ってきて

売上高対支払利息比率をみることができます。

要するに、一定の資本を投下して事業を効果的に行う場合、回転率をあげるか、利益率をあげるか、あるいは、各種回転率と利益率のバランスをどのようにとるかということになります。

2．流動比率

1年以内に返済しなければならない借金と、これを返済するのに必要な財源を比較する比率でこの比率が大きいほど返済能力があり経営の安全が保たれていることを示します。いわば企業の信用度を示すもので、150%以上を確保することが望ましいとされています。

算式は次のとおりです。

$$\text{流動比率} = \frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$$

期末における流動資産（現金・預金、受取手形、売掛金、商品など）の在 high と流動負債（支払手形、買掛金、短期借入金など）の在 high が多いか少ないかによって、比率の善し悪しが決まります。

ただし、流動資産比率がよいといっても、流動資産のなかに拘束性預金、不良売掛債権、不良在庫がある場合は、見掛け上のよさですので、流動資産の中身をよく精査する必要があります。

3．当座比率

当座比率は、流動資産のうち、さらに流動性の強い（現金になりやすい）現金、売掛金などと流動負債の割合をみようとするもので、100%以上を確保することが望ましいとされています。

算式は次のとおりです。

$$\text{当座比率} = \frac{\text{現金・預金} + \text{受取手形} + \text{売掛金}}{\text{流動負債}} \times 100$$

期末における当座資産（期末預金、受取手形、売掛金など）の在 high と流動負債の在 high が多いか少ないかによって、比率の善し悪しが決まります。

当座比率をみる場合も、流動比率と同様に拘束性預金、不良売掛債権の有無に注意する必要があります。

平成15年度税制改正の概要

中小企業関連税制 より抜粋

平成14年12月

経済産業省
中小企業庁

・中小企業の経営基盤の強化

1. 留保金課税の停止措置

〔減税規模：1,400億円〕

不良債権処理の加速化、資金調達環境の更なる悪化の中で、中小企業に残された手段は自己資本の充実。将来の投資に備え、内部留保を充実させ、中小企業の成長を促すため、留保金課税の停止措置を講ずる。

1. 現行の留保金課税の概要

間接的に配当を促すため、同族会社（3人以下の株主で、持株割合が50%以上となる会社）が内部留保した金額に対して、追加的に課税する制度。

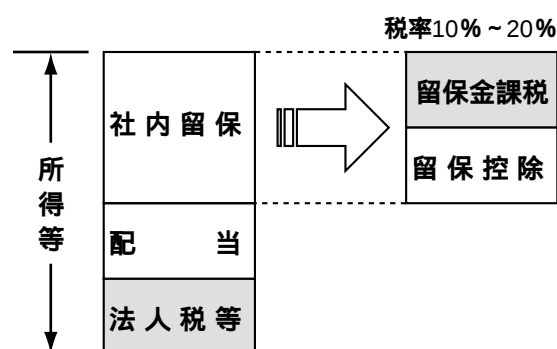
留保控除額：以下の基準の中で最も大きい金額

所得基準額：所得×35%、定額基準額：1,500万円

積立金基準額：期末資本金の25%相当額 - 利益積立金

税率：留保金額が年3千万円以下；10%、

1億円以下；15%、1億円以上；20%



2. 15年度改正の内容

自己資本比率50%以下の中小法人（資本金1億円以下）について留保金課税を停止。

→ これにより、全中小法人の8割以上が課税停止の対象となる。

なお、現行の以下の特例については、平成15年度改正後も存続。

創業10年以内の中小企業及び新事業創出促進法認定企業については留保金課税を停止。

前年度の試験研究費及び開発費の対売上高比率が3%超の中小企業については、留保金課税を停止。

2. 中小企業技術基盤強化税制の拡充

〔減税規模：260億円〕

日本の将来を支える中小企業の技術力強化を強力に推進すべく、中小企業技術基盤強化税制の恒久化を図るとともに、制度を大幅に拡充する。

1. 現行の中小企業技術基盤強化税制

中小企業の支出した試験研究費の10%を税額控除。

(平成10年4月の総合経済対策において税額控除率を引き上げ。6%→10%)

適用期限は、平成15年3月31日まで。

【対象となる試験研究費】

- (1) 試験研究を行うために要する原材料費
- (2) 人件費(専門的知識をもって試験研究の業務に従事する者)
- (3) 経費(試験研究に使用する減価償却費を含む。)
- (4) 委託研究費等

2. 15年度改正の内容

制度の恒久化を図るとともに、税額控除率を15%(3%分は当面3年間の措置)(現行10%)に引き上げる。

併せて、税額控除限度額を法人税額の20%(現行15%)に引き上げる。

新たに、控除限度額を超えた試験研究費についての1年間の繰越控除を認める。

→

これにより、中小企業による活発な研究開発が強力に促進され、新規市場の開拓など構造改革に資することとなる。

3. 中小企業の少額資産損金算入制度の拡充

[減税規模: 600億円]

すべての中小企業を対象に、あらゆる資産への投資を促進し、活力を引き出すため、損金算入できる少額減価償却資産の価額要件を、思い切って30万円まで引き上げる。

1. 現行制度

取得価額10万円未満の減価償却資産について、損金算入(即時償却)を認める。

2. 15年度改正の内容

投資年度に全額を損金算入できる少額減価償却資産の取得価額要件を、対象資産の限定なく、30万円に引き上げ。

これまでで最高額の取得価額要件を実現。

[参考] これまでの損金算入限度額の改正経緯

昭和22年度	1千円	26年度	1万円
39年度	3万円	45年度	5万円
49年度	10万円	63年度	20万円
平成10年度	10万円		

→

これにより、中小企業の投資を促し、OA機器等の取得・更新による事業の効率化、中小企業の活力向上に加え、需要の喚起が図られる。

〔減税規模：中小企業分2,000億円（全体：7,000億円）〕

なお、本制度は中小ベンチャー企業についても相当の活用が見込まれる。

全ての企業（青色申告企業）が行うソフトウェア及びハードウェアの双方の投資について、

- | | |
|---------------|--|
| ・ 資本金3億円以下の法人 | ソフトウェア投資（年間を通じた累計投資額が 70万円以上）
ハードウェア投資（年間を通じた累計投資額が140万円以上） |
| ・ 資本金3億円以上の法人 | ソフトウェア投資（年間を通じた累計投資額が600万円以上）
ソフトウェア投資（年間を通じた累計投資額が600万円以上） |

リースについては、資本金3億円以下の法人に関して、リース料金の総額の60%について10%の税額控除を認める。

対 象 と な る 資 産 及 び 設 備	
ソフトウェア	ハードウェア（８設備）
	電子計算機、 デジタル複写機、 ファクシミリ、 ICカード利用設備、 デジタル放送受信設備、 インターネット電話設備、 ルーター・スイッチ、 デジタル回線接続装置

・中小企業再生円滑化税制

現状

「所得税法第64条（資産の譲渡代金が回収不能となった場合等の所得計算の特例）」

運用基準の明確化

保証債務を履行し、求償権を放棄した場合に、以下のような場合でも所得税の非課税措置が認められうることを明記した通達等を発出。運用基準を明確化。

会社を再建しようとするために、求償権を放棄する場合

廃業していくが、未だ会社が解散していない場合

明確化される運用基準のイメージ

法人がその求償権の放棄後も存続し、経営を継続している場合でも、次のすべての状況に該当すると認められるときは、その求償権は行使不能と判定される。

- 1) その代表者等の求償権は、代表者等と金融機関等他の債権者との関係からみて、他の債権者の有する債権と同列に扱うことが困難である等の事情により、放棄せざるを得ない状況にあったと認められること。
- 2) その法人は、求償権を放棄（債務免除）することによっても、なお債務超過の状況にあること。

→ これにより、経営の傾いた中小企業の再生が円滑化するとともに、仮に、倒産する場合においても、身ぐるみはがされることなく、やり直しができるような環境整備が図られる。

・ 交際費支出の損金算入限度額の拡大

〔減税規模：500億円〕

中小企業の活力を引き出し、需要を喚起すべく、中小企業の交際費支出の損金算入限度額を拡大する。

1. 現行の交際費課税の概要

交際費は原則損金不算入。ただし、資本金5千万円以下の中小企業の年400万円までの交際費支出額のうちの8割の損金算入を認める。

2. 平成15年度改正の内容

資本金5千万円以下の中小企業について、損金算入できる範囲を年400万円の9割までに拡大。

資本金5千万円～1億円の中小企業についても、新たに、年400万円までの交際費支出額のうち9割の損金算入を認める。

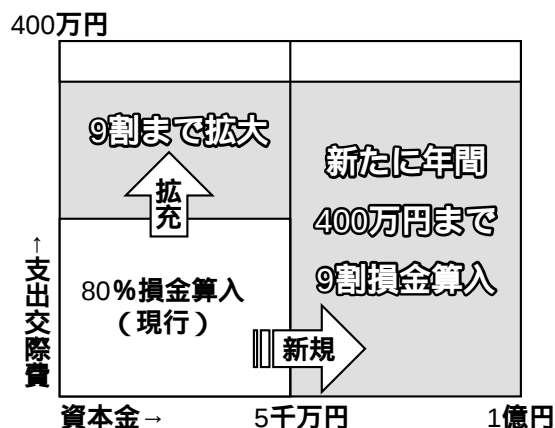
（参考）

資本金5千万円以下：215万法人に裨益。

（交際費支出総額2兆5000億円）

資本金5千万円～1億円：4.6万法人に裨益。

（交際費支出総額 2300億円）



→ これにより、中小企業と地域経済の活性化を図り、消費の喚起にもつながる。

・事業承継税制

1. 自社株に対する軽減措置に係る所要の規定の整備

自社株に対する軽減措置について、以下のように所要の規定の整備を行う。

現 行 要 件	見直しの方向
選 択 要 件：小規模宅地特例と自社株特例のどちらかしか利用できない。	→ 宅地と株の特例を両方利用できるよう見直し
対象会社要件：発行済み株式総額10億円超（相続税評価額ベース）の会社は特例を利用できない。	→ 発行済み総額20億円以下の会社まで利用できるよう見直し
被相続人要件：本人とこれと生計を一にする者（妻など）とだけで、50%以上を保有していないと特例を利用できない。	→ 同族関係者（6親等内の親族）で50%以上保有していれば利用できるよう要件見直し
相続人要件：申告期限まで自社株式を保有していること。申告期限を経過するときに役員として経営に参画していること。	
軽減対象の上限：発行済み株式総数の3分の1まで、3億円までしか特例が適用されない。	→ 発行済み株式総数2/3の株式まで特例対象となるよう見直し
軽 減 率：相続税の課税価格の10%を軽減。	

2. 自社株特例の生前贈与分への適用

これまで自社株特例については、生前贈与された財産には適用されなかったが、今般の相続税・贈与税の一体化措置に伴い、一体化措置を選択した場合には、生前贈与分への特例の適用を認めることとする。

一体化措置の概要

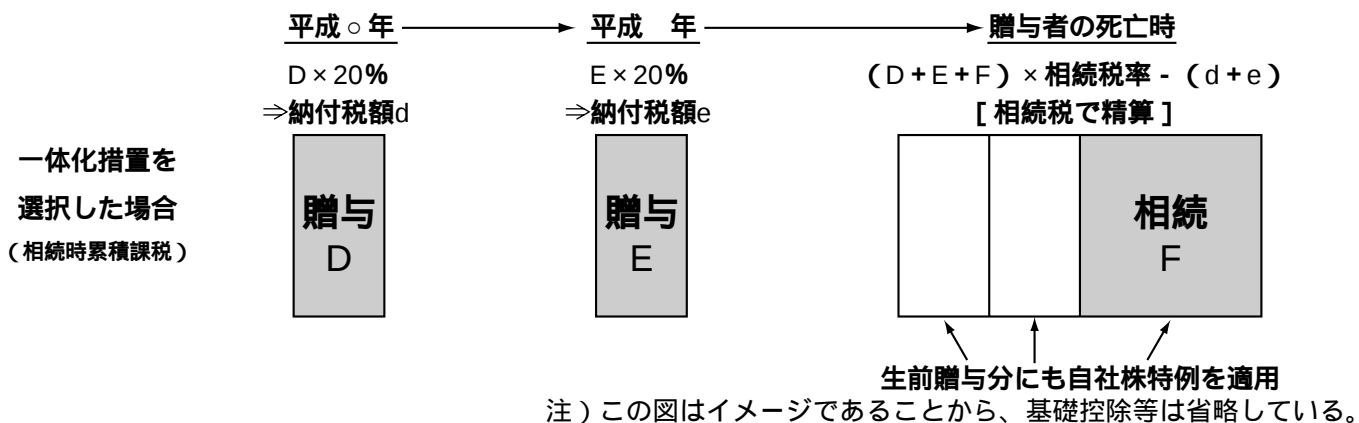
基 本 骨 格 生前贈与を受けた者について、相続時に、それまでの贈与財産と相続財産とを合算して計算した相続税額から、既に支払った贈与税相当額を控除することにより、贈与税と相続税との間の精算を行う新たな制度を導入する。本制度は現行制度との選択制とする。

贈 与 者 満65歳以上の親

受 贈 者 満20歳以上の子である推定相続人（代襲相続人を含む。）

贈 与 税 率 一律20%（相続時に相続税で精算）。

贈与税非課税枠 2500万円までの贈与について多年分にわたり利用できる非課税措置（特別控除等）とする。



→ これにより、生前贈与が促進され、円滑な事業承継が実現される。

・創業支援税制（エンジェル税制）の拡充

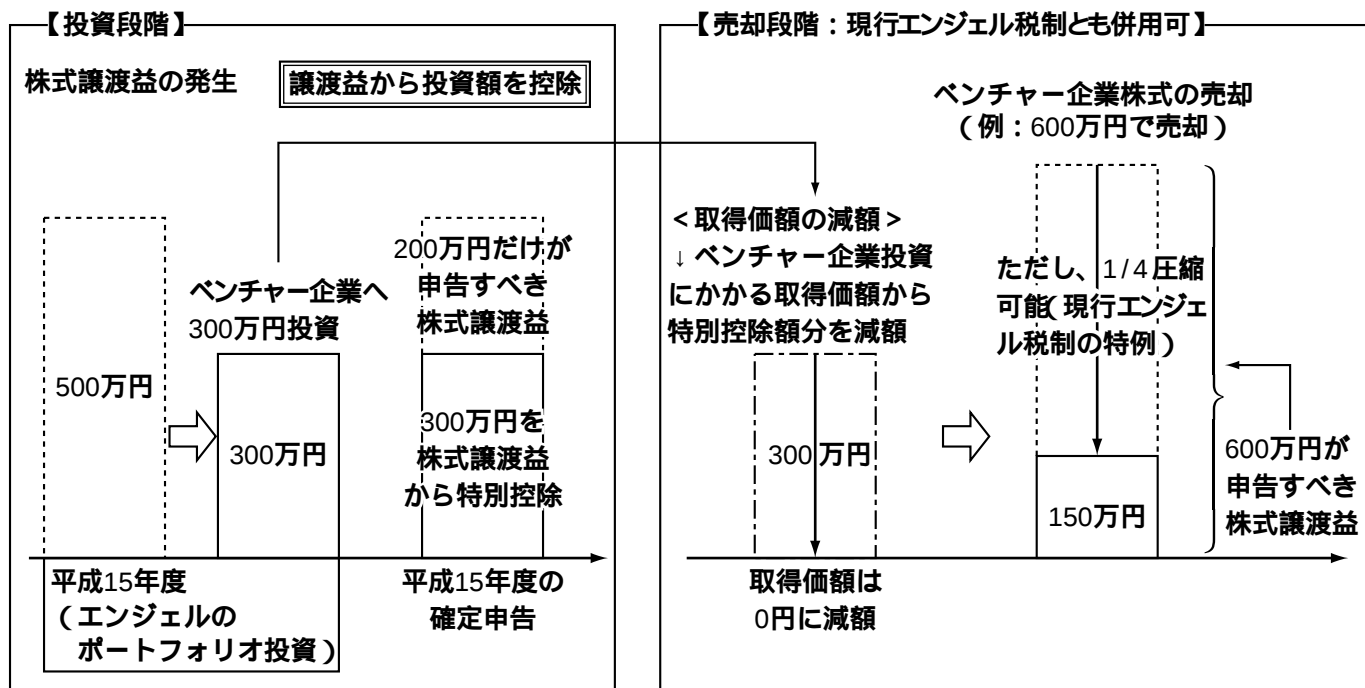
エンジェル税制の抜本的拡充

金融・証券税制の一元化に向けた大きな改革の中で、我が国経済活性化の源泉たるベンチャー企業への投資に限り株式譲渡益の範囲で特別控除を行う制度を創設するとともに、最も制約要因となっているといわれる適用要件についても大幅に見直す。

【改正内容】

特別控除制度の創設

ベンチャー企業への投資額につき、同一年分の株式譲渡益額を限度として、株式譲渡益額から特別控除することを認めるとともに、当該ベンチャー企業株式の取得費から当該特別控除額を減額する。



適用要件の見直し

- ・ベンチャー企業の要件：外部資本要件を「 $1/3 \rightarrow 1/6$ 」に緩和する。
- ・エンジェルの要件：公開後1年以内譲渡の要件を公開後3年以内譲渡に緩和する。

【制度の効果】

投資段階（＝入口）におけるインセンティブを付与することにより、株式譲渡益を活用したベンチャー企業への再投資による株式市場の活性化という「好循環」が形成。同時に適用要件を見直すことにより対象企業が拡大。

．外形標準課税について

資本金1億円超の法人を対象に法人事業税への外形標準課税の導入が決定。（平成16年度から導入）

法人事業税の税率を9.6％から7.2％に引下げ。

代わりに1/4部分について、外形標準課税を導入。（付加価値割：資本割＝2：1）

「付加価値割」：賃金＋支払利子＋支払賃借料＋単年度損益、「資本割」：資本金＋資本準備金

「付加価値割」については、賃金が一定割合を超える企業の課税ベースを圧縮。

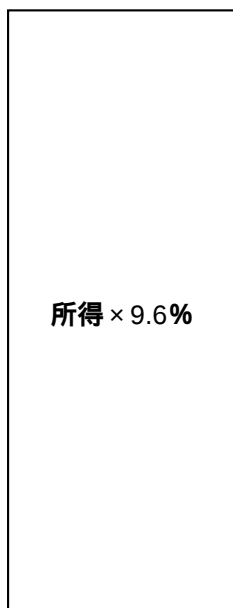
「資本割」については、事業に比して資本が大きな企業に配慮。

課税ベースから持株会社の子会社株式を除外。

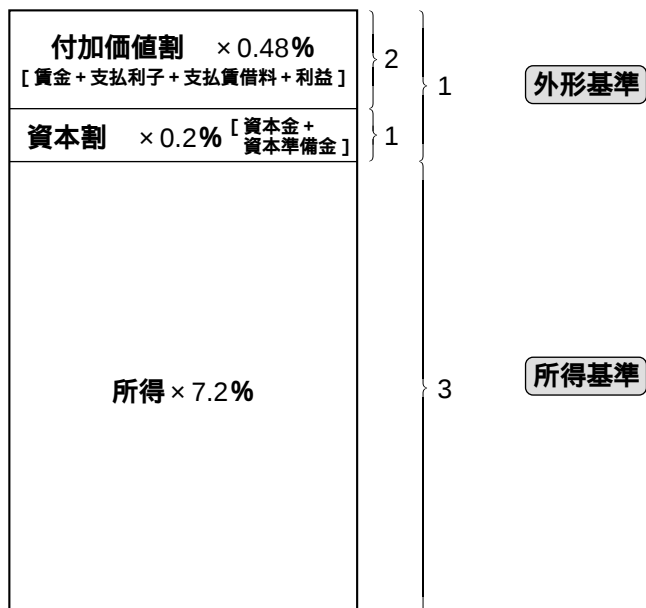
資本金等が1千億円を超える企業については、資本金等規模に応じて課税ベースを圧縮。

「法 人 事 業 税」の 外 形 標 準 課 税 化

【現 行】



【改正後】



・消費税中小企業特例等

小規模な事業者の事務負担への配慮から設けられた消費税の中小事業者特例（免税点制度、簡易課税制度）について、見直しを行う。

1. 免税点制度及び簡易課税制度の概要

免税点制度：売上高3千万円以下の事業者は免税。

簡易課税制度：売上高に、業種に応じたみなし仕入れ率を乗じて、簡易に消費税額を算出するもの。現行は、売上高2億円以下の事業者が対象。

簡易課税における納付税額の計算方法

$$\text{売上高} \times 5\% - \text{売上高} \times \boxed{\text{みなし仕入れ率}} \times 5\% = \text{消費税納付税額}$$

簡易課税におけるみなし仕入れ率

卸売業：90%、小売業：80%、製造業等：70%、サービス業等：50%、その他事業：60%

2. 平成15年度改正の内容

免税点制度：適用上限の引下げ 3,000万円以下 → 1,000万円以下

簡易課税制度：適用上限の引下げ 2億円以下 → 5,000万円以下

申告納付回数：直前の課税期間の年税率が6,000万円（地方消費税込み）を超える事業者について、年4回申告納付から毎月申告納付（年12回）

適用期間：平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用

総額表示方式：消費税法において、総額を明らかにすることを義務づけ。（平成16年4月1日から）

事業者免税点制度の見直し

消費税の事業者免税点制度は、小規模な事業者の事務負担等への配慮から設けられたものであるが、今般、消費税に対する国民の信頼性、制度の透明性を向上させる観点から、現行3,000万円の事業者免税点の水準を1,000万円に引き下げる。

簡易課税制度の見直し

中小事業者の事務負担への配慮から設けられている簡易課税制度について、以下のような見直しを行う。

現 行	見直し後
適用上限額の引下げ： 売上高2億円以下	売上高5000万円以下
	（平成16年4月1日以後に開始する課税期間について適用）

申告納付回数の見直し

消費税の預り金的性格に鑑み、いわゆる運用益問題の解消に資するため、申告納付回数を見直す。

見直しの内容		
年4回申告納付	→	毎月申告納付（年12回）
（確定1回、中間3回）		（確定1回、中間11回）

総額表示の義務づけ

取引価格の適正な表示を図るため、平成16年4月1日から、消費税法により、総額表示を義務づける。

中小事業者特例等の見直し実施時期

それぞれの制度見直しの実施時期は以下のとおり。

免税点制度の適用対象上限の引き下げ	:	平成16年4月1日以後開始する課税期間から適用
簡易課税制度の適用対象上限の引き下げ	:	"
申告納付回数を見直し	:	"
総額表示方式	:	平成16年4月1日から

．その他の中小企業関連租税特別措置

【国税関係】

中小企業等基盤強化税制について所要の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。

中小企業創造的事業活動促進法の認定事業者に係る欠損金の繰越期間の特例措置の適用期限を2年間延長する。

中小企業経営革新支援法に規定する経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却制度について適用期限を2年間延長する。

商業施設等の特別償却制度

中小小売商業振興法に基づいて整備される商業施設等の特別償却制度について所要の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。

中小企業流通業務効率化促進法に基づいて整備される商業施設等の特別償却制度について基本指針の改正に伴う拡充を行った上で、適用期限を2年間延長する。

中小企業等の貸倒引当金の特例措置について適用期限を2年間延長する。

事業協同組合等の留保所得の特別控除制度について適用期限を2年間延長する。

商工組合中央金庫及び信用保証協会の抵当権設定登記等の登録免許税の軽減措置について適用期限を2年間延長する。

事業化設備等投資促進税制について所要の措置を講じた上で、中小企業等基盤強化税制に統合する。

中小企業者の機械等の特別償却制度を中小企業投資促進税制に統合する。

【地方税関係】

中小企業者等の試験研究費に係る法人住民税の特例措置について税額控除率の引き上げ等に伴う拡充を行った上で、適用期限を2年間延長する。

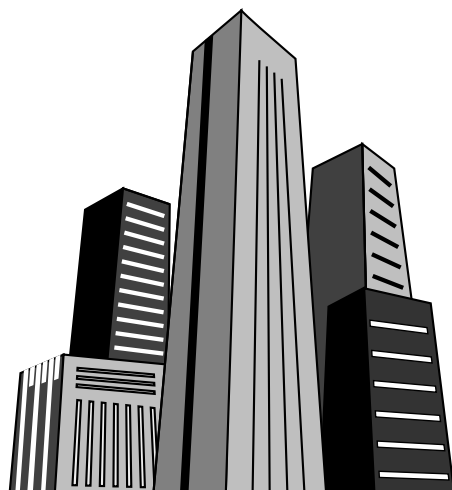
中小企業創造的事業活動促進法に規定する認定組合等が実施する技術開発及びその成果の事業化のための施設に対する事業所税の資産割に係る課税標準の特例措置について所要の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。

中小小売商業振興法に規定する高度化事業計画（商店街整備等支援計画を除く）に基づき設置する共同施設に対する事業所税の資産割に係る非課税措置について所要の見直しを行った上で、適用期限を2年間延長する。

（参考）平成15年度税制改正において創設・拡充された中小企業関連税制措置の減税規模一覧

1. 留保金課税の停止措置	1,400億円
2. 中小企業技術基盤強化税制の拡充	260億円
3. 中小企業の少額資産損金算入制度の拡充	600億円
4. I T 投資促進税制の創設	2,000億円
5. 交際費支出の損金算入限度額の拡大	500億円
その他（事業承継税制の拡充、中小企業再生円滑化税制）	

○ 合 計	4,760億円
-------	---------





役員スポットライト



エフセル・
インターナショナル協同組合
理事長
栴谷 壽員 氏
(中央会理事)

～ 組合運営について～

今、組合をとりまく状況は？

幸いなことに当組合は、異業種の集まりなので何事も本音で語り合え、助け合える恵まれた存在です。依然としてどの業界も厳しい情勢ではありますが、元来あまり「ぼろ儲け」の経験のないのが幸いして、この厳しさも当然の試練と受け止めメンバー共々、日々前進している今日です。

～ 今後取り組みたい事業若しくは現行組合事業について～

過去に組み込んだ開発製品は専門業界向けのものでしたが、今後取り組みたいのは、メンバーの業種・技術・特徴を活かして、小企業・商店・一般家庭向けの「商品・ソフト・サービス」を考えています。

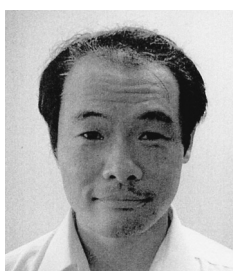
～ 日常組合運営で留意していること～

肩の力を抜いて、言いたいことを言いつつ、メンバー相互のおかれている問題点にサラリとアドバイスが出来る・・・そんな状態を維持したい。

自分、または自社だけが利益をはくぐむのではなく購入して戴いたお客様に利益をもたらす。さすれば回りまわって自社にも利益をもたらす。その精神で当組合は成長したい。

～ 日常生活拝見～

日常は、朝目覚めに、うがいとレモン水を補給しながら、朝6:00頃からと仕事帰りに20分から30分、竹刀の素振りとサンドバックで汗を流して健康管理をしています。又年に1～2度は、北海道の日高方面、又は九州の九重山等に出かけ、草原や海岸を馬で駆け巡り、体力保持とストレス解消をしています。



和歌山県薬局協同組合
理事長
松本 正康 氏
(中央会理事)

～ 組合運営について～

今、組合をとりまく状況は？

このところの不況、大型ドラッグストアの進出による価格競争や、2年前の規制緩和による一部医薬品の部外品への移行など薬業界の経営環境も厳しい状態が続いており、個人の薬局店舗数は年々減少しています。ただ院外処方箋発行枚数が伸びており、調剤薬局の増加で組合員数は横ばい状態にあります。

～ 今後取り組みたい事業若しくは現行組合事業について～

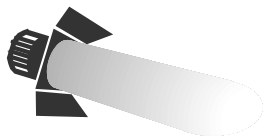
数年前よりPB商品の供給を、昨年より今後伸びが期待される機能性食品・サプリメントの紹介や講習会を行っていますが、更にこれらを推進していくこと、今後は適正なセルフメディケーション推進のために、薬局・薬剤師はどのような役割を果たせばよいのか、なにをしていくべきかを役員・組合員とともに考えていきたいと思っています。

～ 日常組合運営で留意していること～

薬局には、相談販売が主な薬局、このところ増えているセルフ販売が主のドラッグストア、処方箋を応需して調剤する調剤薬局があり、それぞれ組合に対する要望も違ってきますので、いずれにも偏ることなく、それぞれにメリットがある事業をやっていくことを常に心がけてます。

～ 日常生活拝見～

週に1度程度近くの中学校の体育館で「インディアカ」というスポーツをやっています。これが日ごろのストレスの解消になっています。たまには旅行もゴルフもと思うのですがなかなか時間がなくて実現しません。今後は何とか時間を作って・・・と思っています。



和歌山県遊技業協同組合
理事長

藤田 昌之 氏

(中央会理事)

～組合運営について～

今、組合をとりまく状況は？

国内経済の長期不況は、娯楽産業にも大きく影響し、参加人口、売上とも減少傾向にあって集客をめぐる店舗間の競争は、一段と激化しています。このため、堅調な店がある一方、営業不振による休・廃業店が目立つという店舗の二極化傾向が強まり、経営環境、組合運営ともかつてない厳しい状況となっています。

～今後取り組みたい事業若しくは現行組合事業について～

パチンコ営業は、風営適正化法上の許可営業であり、遵法営業の徹底による健全営業が基本理念であるところから、遊技機等あらゆる不正の根絶、商品買取制度の安定化、社会貢献・社会還元活動の一層の推進、遊技機代等負担軽減のため共同購買事業の推進等に努め、真に「身近で手軽な大衆娯楽」として国民のコンセンサスが得られるよう今後共努力してまいりたい所存です。

～日常組合運営で留意していること～

組合員のための組合活動であり、本当に必要とするもの、求めていることに組合員の意思が反映できるよう知恵を絞って、その解決に奔走しています。

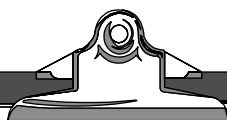
規制緩和、情報公開の流れの中で、我々自らがルールを定め、組合員の意思を一致させ、改めるべきは改める自浄作用の働く組織を目指しています。

このため、組合の必要性、重要性を組合員に理解を求め、組合の存在感を高める努力をしているところです。

～日常生活拝見～

若い時、胃を手術した経験からバランスのよい食事に心掛け“健康は宝なり”を実践しています。

趣味の陶器づくりや狩猟も忙しさのため思いどおりになりませんが、年に1～2回家族旅行に出掛け、心身のリフレッシュに努めています。



..... ご寄稿・イベント情報等募集しています！

イベント情報ご提供に際しては次の項目を記入していただき、FAXまたはメールにてお送り下さい。

- | | | |
|---------|----------------|---------|
| 1. 組合名等 | 2. イベント名 | 3. 実施月日 |
| 4. 実施場所 | 5. イベント内容（簡単に） | |

和歌山県中小企業団体中央会 情報調査課

〒640-8566 和歌山市西汀丁2番地 和歌山県経済センタ - 7階

TEL 073-431-0852 FAX 073-431-4108

Eメールアドレス：info@chuokai-wakayama.or.jp

会員だより

平成14年度モデル組合

モデル組合助成事業とは、小企業者組合（ ）のうち、他の規範となる組合をモデル組合に指定するとともに、当該組合が行う教育情報提供事業及び他の小企業者組合に対する成果普及事業に対して助成するものです。平成14年度は下記の2組合をモデル組合に指定

和歌山県自動車車体整備協同組合

～ 組合概要 ～

住 所：和歌山市元寺町5丁目1番地
代 表 者：代表理事 上東忠司
電 話：073 - 433 - 4057
F A X：073 - 433 - 2699
業 種：自動車車体整備業
出 資 金：2,210千円
組合員数：139人



～ 教育情報提供事業 ～

「車体整備業界の動向と塗装技術の向上」をテーマに研修会をポリテクセンター和歌山にて開催。経営管理及び塗装技術の向上を図りました。...助成金額 50,000円

～ 成果普及事業 ～

他の小企業者組合に対する、組合案内のパンフレットを作成。...助成金額 75,000円

助成事業実施対象組合

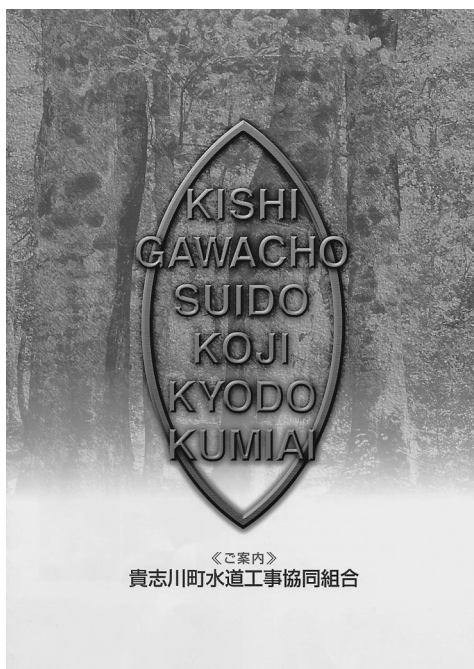
させていただきました。

() 常時使用する従業員の数が5人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、2人)以下の会社及び個人。

貴志川町水道工事協同組合

～組合概要～

住 所：那賀郡貴志川町
丸栖645番地の内第3号
代 表 者：代表理事 北山 開
電 話：0736 - 64 - 4848
F A X：0736 - 64 - 5227
業 種：一般管工事業
出 資 金：3,200千円
組合員数：16人



～教育情報提供事業～

日本現代作法会の羽山京子氏に「接遇」、また、商法学者の村田溥積氏に「くらしの中の経済学」をテーマに研修会を開催。サービス及び知識の向上を図りました。
...助成金額 50,000円

～成果普及事業～

他の小企業者組合に対する、組合案内のパンフレットを作成。...助成金額 75,000円

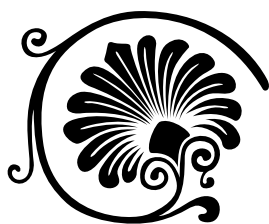
中央会だより

経済五団体新春賀礼会開催

1月8日（水）ホテルグランヴィア和歌山において、新春賀礼会が開催されました。

この新春賀礼会は和歌山県経済団体連合会（和歌山経済同友会、県商工会連合会、県中小企業団体中央会、県商工会議所連合会、県経営者協会）が主催となって毎年実施しているもので、13回目の今回は県内の経済関係者など約400名の方々が出席されました。

開会にあたり、今年の幹事団体である和歌山経済同友会の大桑埴嗣代表幹事は「景気は一段と厳しさを増し、地域経済も依然として厳しい状況ですが、この状況を乗り切するためには単なる小手先だけの対応ではなく、しっかりとした中身が伴わなければならない」と挨拶。連携による地域経済の活性化を訴えられました。



全国の先進組合事例

“まちづくり仕掛け人集団”による新たな文化創造

青森県イベント協会協同組合

- 所在地 青森県青森市
- 設立 平成9年9月
- 組合員数 23人
- 出資金 460万円
- 地区 青森県
- 主な業種 イベント業
- 組織形態 同業種同志型組合
- 専従理事 1人
- 組合専従者 1人
- URL <http://www.jongara-net.or.jp/aea>

「地方のイベントは地方で！」と、23社のイベント関連業者で共同受注による地域密着型のイベント協同組合を立ち上げ、受注システムの構築に成功した

地方分権が進みつつあるなか、地元ネットワークを活かし、地域貢献をコンセプトとして、平成9年9月に県内イベント関連会社23社で組合を設立した。組合設立には、地元イベント関連の資料収集・ノウハウの蓄積がきっかけとなっているが、イベント事業は、広告代理店主導ではなく地元のプロ集団であるイベント業者が、請け負うことにより、より依頼主の要望に添った活動ができるのではないかとあった。

共同受注の利点を活かして営業活動を展開することで、各社の経営改善と大手代理店依存型から脱却したイベント業をめざしている。

事業内容は地域イベント・見本市・展示会・会議・スポーツ・建設式典・コンサート・タレントコーディネート等、多岐にわたるイベント関連事業を組合員のそれぞれの専門性と人的ネットワークを活かし、地域活性化の「仕掛け人集団」としての共同受注を展開している。

小さなイベントからコツコツと実績を重ね、「地域密着型イベント組合」として、顧客に対して地元受注によるサービス向上を図った結果、社会的認知を得ることができた。大手代理店に頼らない、自立による事業展開が組合員各社の経営改善につながった。また、設立以来、組織の充実も図られており、組合及び組合員の一層の事業展開が期待できる。



▲三内丸山縄文フェスタ
会場設営コンサート運営



◀白神山地ビジターセンター
オープニング企画運営

異業種組合が3つのアイデアを製品化！

協同組合フロンティア浜松

- 所在地 静岡県浜松市
- 設立 平成10年1月
- 組合員数 34人
- 出資金 340万円
- 地区 静岡県西部
- 主な業種 製造業、小売業他
- 組織形態 異業種連携組合
- 専従理事 1人
- 組合専従者 -
- 連携先 BINビジネスネットワーク機構
- URL <http://www.frontier.or.jp/frame.htm>

さまざまな分野から選ばれた5つのテーマを「分科会方式」で運営し、具体的・現実的な新製品の研究開発を行っている

景気低迷を背景に中小企業の閉塞感はより一層高まっており、新たな事業分野への進出を検討する企業も少なくない。しかし、新分野への進出は中小企業が単独で進めるには負担も大きい。その対応策として、多くの情報が集まる異業種組合で対応するのも一つの選択肢である。「協同組合フロンティア浜松」はメンバー数34社、業種も製造業だけでなく、流通業・サービス業など様々であるが、2つの実用新案を取得し、4つの製品開発に成功した異業種組合である。実現化に成功した要因は様々な業種のメンバーを多く抱えても各々が目的をもって参加できるような複数のテーマを掲げて運営していることにある。テーマは将来的に発展性の高い分野であり、なおかつリーダーの存在する5つの分野で、それぞれを分科会方式で運営し研究開発を行っている。現在のテーマは「老人福祉」「情報産業」「農業機器」「趣味日用品」「複合材料」であり、取り組みやすく興味を持ちやすい内容となっている。また、当組合では分科会を越えた会員間の情報交換、交流にも積極的だ。特にインターネット上に開設した組合員専用の掲示板では、経営に関する情報が頻繁にやりとりされており、特に人材に関する情報は、組合員の間でも非常に評価が高い。現実にはここからは人材紹介サービス業が生まれたほど内容も実務的である。

上記のような成功事例は組織自体をより活性化させる。当組合は製造業だけでなく小売業や専門サービス業者もメンバーの一員である。そのため今後は製品開発だけでなく、流通システムの構築や事業者向けサービスの開発なども具体化されていくことも視野に入れている。

▼組合パンフレット



剪定枝の木炭加工でリサイクルと収益改善を達成

敦賀木炭生産協同組合

- 所在地 福井県敦賀市
- 設立 平成11年11月
- 組合員数 4人
- 出資金 40万円
- 地区 福井県
- 主な業種 造園業
- 組織形態 同業種同志型組合
- 専従理事 -
- 組合専従者 -
- U R L -

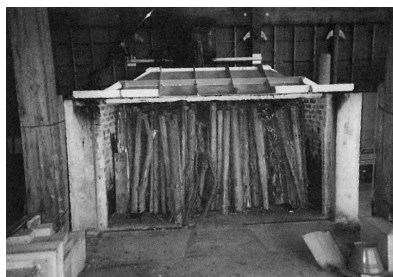
造園業で発生する剪定枝等を共同で木炭加工し、土壌改良剤等によりリサイクルしている。産業廃棄物として処理する場合に比べコスト削減にもつながり、収益改善効果も達成

自社敷地内で焼却処理していた剪定枝が環境問題からできなくなったことに加え、産業廃棄物として委託処理する場合の処理費用が収益悪化を招いていることが取り組みの背景にあった。これらの問題を解決する方法として、剪定枝を木炭に加工し、これを土壌改良剤等に製品化することで、資源のリサイクルと合わせ、処理コストの軽減を実現するための事業を行うこととした。

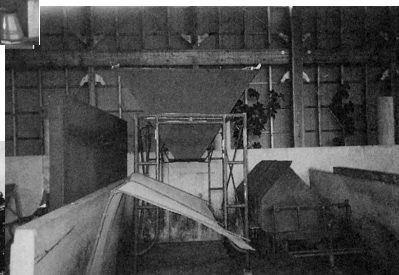
原材料は組合員から持ち込まれた剪定枝等である。木炭加工作業並びに製品の袋詰めまでの一連の業務は、冬の造園業の閑散期に組合員が共同で行っている。ただし、全てを木炭加工しているわけではなく、現在は木炭加工処理の能力の関係もあり、持ち込まれる剪定枝の7割程度は堆肥化のためにチップ加工している。チップ加工は、ある程度の量がまとまった時点で粉砕機によって一挙にチップ加工し、組合敷地内にある堆肥保管場に野積みしている。現時点では野積み期間中（約1.5年）であり、製品化までには至っていない。

剪定枝の処理並びに製品への加工原価は7,487千円（平成12年度）であり、これに対する組合収入は、組合員からの剪定枝処理（引取）手数料7,166千円及び加工品売上388千円である。

組合員にとっては、剪定枝の処理費用の軽減、収益改善につながっている。組合としては、加工した土壌改良剤、床下調湿剤並びに今後の製品になる堆肥などの販売面が弱く、平成12年度の年間販売額は40万円に満たない。今後は、これらの製品のPR並びに販路拡大により、組合の収益増を図り、組合員からの剪定枝処理手数料を引き下げることが課題である。



◀ 完全開閉型炭化炉（炭素）
▼右 冷却装置
▼左 剪定枝（廃材）



ヘルシーで美味しい地場素材を使ったこだわり漬物をお届け！

山梨県漬物協同組合

- | | | | |
|-------|---------|--------|-----------------------|
| ●所在地 | 山梨県甲府市 | ●組織形態 | 同業種同志型組合 |
| ●設立 | 昭和41年4月 | ●専従理事 | - |
| ●組合員数 | 16人 | ●組合専従者 | - |
| ●出資金 | 30万円 | ●連携先 | 山梨県工業技術センター、石和温泉旅館（協） |
| ●地区 | 山梨県 | ●URL | - |
| ●主な業種 | 漬物製造業 | | |

古くから甲府盆地で栽培されてきた高品質な「甲州小梅」を素材として、付加価値の高い土産用漬物「甲州小梅」ブランド商品を産官協力により共同開発し販路開拓している

食生活の多様化のなかで、多品種小ロット化が進み、商品化に労力がかかることや、中国等の開発途上国からの低価格輸入品との競合により、国産製品の競合劣化が進行するとともに、商社や大手小売業者による海外開発輸入の加速化、デフレ圧力による販売価格の低落等、従来不況に強いと言われた当業界もこのような外的要因により、企業の収益性が低下してきている。

このような背景から、国内では消費者ニーズの多様化に応じた高付加価値製品の開発による差別化を図らなければ生き残れないとの認識から、古くから甲府盆地で栽培されてきた高品質な「甲州小梅」を素材として、四方を国立・国定公園等で囲まれ、年間4,000万人と言われる観光客向けにターゲットを絞り込み、土産用漬物「甲州小梅」を開発して、当組合の有力なブランドに育てていくことにした。

県中央会の指導と斡旋により、県内の有力な観光地である石和温泉旅館協同組合の全面的協力を得て、組合員9人による開発プロジェクトチームを結成、県デザイン協会、県工業技術センター（食品技術職員）にアドバイザーを依頼した。「甲州小梅」という統一ブランドで市場化をめざすことから、品質のばらつきをなくするため参加組合員企業の製造方法を統一するとともに、土産品用のパッケージの開発と改善・改良を重ねてきた。

完成商品は、石和温泉の宿泊客、並びにJR小梅線清里駅等で観光客や来訪者に無料配布して、PRを行ったところ好評を得た。現在県内のホテル、旅館、土産品店等で扱われ、有力なブランドに育ちつつある。

当該事業の成果を踏まえ、平成13年度には、上記メンバーの他に、大学教授、製薬会社研究員等も参画し、若い客層にターゲットを絞りこみ、ハッカの香りなどの遊び感覚を付加した「甲州小梅」も開発中である。

この取り組みによって組合員の共同化、協業化意識が高まったことも大きな成果であった。

▼組合統一ブランド“甲州小梅”



牛海綿状脳症（BSE）発生に伴う 風評被害防止について

平成15年1月20日に国内6例目のBSEが県内で確認されたことに伴い、県では、県民の不安の払拭・風評被害の防止に全力で取り組んでいます。

つきましては、下記について、関係者への周知についてご協力をお願いします。

記

現在、流通している牛肉・乳製品は、BSEに関しては安全です。その理由は、

- 1 今回のBSE感染牛の確認は、食肉処理場における全頭検査が確実に機能しているからであること
- 2 BSE罹患牛は焼却処分され、決して市場に出回ることがないこと
- 3 現在流通している牛肉は、すべて検査を受けて安全が確認されたものであること
- 4 世界保健機構（WHO）の報告により、乳はBSEを伝達しないことが明らかになっています。よって牛乳・乳製品は安全です。

この件に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

和歌山県商工労働部商工振興課商業振興班

T E L 073 - 432 - 4111

ダイヤルイン 073 - 441 - 2742

F A X 073 - 422 - 1529

〒640 - 8585（この郵便番号で住所記載省略可）

和歌山市小松原通一丁目1番地

e - m a i l fujimorh@office.wakayama.go.jp

情報連絡員誌

12月分

D I (ディフュージョンインデックス) 値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

D I 値 > 0 ... 景気上向き

D I 値 = 0 ... 景気横ばい

D I 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

10ポイント改善

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	↓	→	↑	↓
	繊 維 同 製 品	↓	→	↓	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	出 版 印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	↑	→	→	→
	窯 業 土 石 製 品	→	→	→	→
	鉄 鋼 金 属	↓	↓	↓	↓
非 製 造 業	そ の 他	↓	↓	→	↓
	卸 売 業	→	↓	↓	↓
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	↓	↓	↓	↓
	建 設 業	→	↓	↓	↓
業	運 輸 業	↑	↓	↓	→
	D I 値	- 37.5	- 50.0	- 45.0	- 55.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

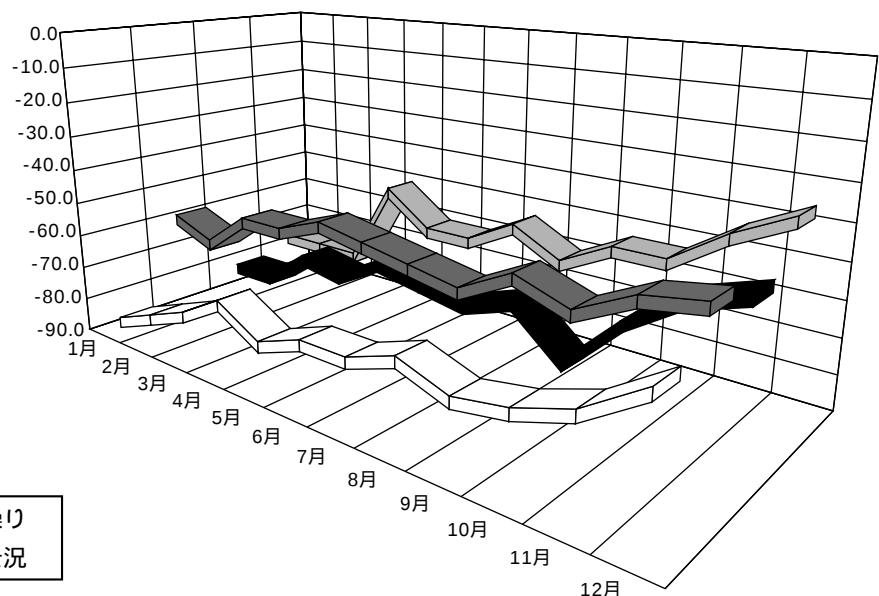
総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数(D I 値: 景気動向指数)は、マイナス55.0ポイントであり、同11月調査と比べて10ポイント改善した。

同11月調査と比べ、「売上高」は7.5ポイント改善、「収益状況」も5ポイント改善、「資金繰り」も2.5ポイント改善した。

12月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は14名、「悪化」との回答は24名で、「好転」との回答は2名であった。

年間D I 値
(前年同月比)
の推移



売上高 資金繰り
収益状況 業界景況

● 製造業 ●

食 料 品	景気回復の見通し暗い中、経済情勢は益々厳しい現状で個人消費は減少し続け、売上は伸び悩み右下がり傾向であって、総体的にみて売上額は15%～20%の落ち込みではないかと思っています。12月19日に田辺市長へ産業廃棄物処理プラント(ゼロエミッション)建設に係る要望書を提出しました。(梅干)
繊維・同製品	11月は受注が増加に転じたが、12月に入り好調と不調の企業間格差が拡がり、全体的には盛り上がり欠ける状態である。原材料面では値上がりと共に数量でのタイト感も出ているが、受注面には好影響は出ていない。(ニット)
	原材料がスポット的に安価で出回っている。(手袋)
木材・木製品	受注に関しては相変わらず二極分化しており、受注単価は低い。(建具)
	取引条件がだんだんと悪化している。(建具)
窯業・土石製品	地区別には出荷数量にバラつきがあるが、県全体としては昨年度をやや下回る程度で推移している。(生コン)
鉄鋼・金属	原材料である鉄スクラップの高騰が続いており、採算面で苦しい状況下にある。(鋳物)

● 非製造業 ●

	他業界(建設業)の不況感も影響している。業況は低迷しており、体質の弱いところは淘汰されつつある。(日高市場)
	食肉業界はBSE騒動の影響により、昨年度と比較すれば売上等好転している。しかし、平成12年度と比較すれば悪化している。(食肉)
小 売 業	賃金カット、増税をして景気浮揚のための消費拡大を図る。竹中大臣就任時、学者・評論家に何が出来るのかと危惧した通りの政策を講じてくれている。地方の零細小売商の悲痛的苦しみは分かってくれているのだろうか。(和歌山市)
	前月よりますます業況、資金繰り共に悪化し、厳しさを増している状況です。商店街も空き店舗が増え、今後の対策に頭を悩ましています。(田辺市)
サ ー ビ ス 業	激動から激変へと社会情勢が混沌としたまま年が明けた。お正月営業はとりわけ安値競争が激化し、その上、宿泊客が横ばいのため総売上は軒並みダウン。これでは今年も赤字経営を余儀なくされる苦しいスタートを切りました。重くて危ない日本経済を案じます。(旅館)
	対前年同月比で、宿泊人員(94.0%)、総売上料金(92.8%)、1人当たり消費単価(98.7%)、総宿泊料金(90.0%)、1人当たり宿泊単価(95.7%)。1年の宿泊人員で見ると、13年は104,279人、14年は106,971人で35,822人の減(3.4%)である。(白浜旅館)
	特に大きな変化の現れはないが、車検台数や新車の売れ行きが低調である。(田辺自動車)
建 設 業	年末廃業急増(自由脱退予告者も増)。(電気工事)
運 輸 業	対前年より売上は少し伸びたが、値下げ等により収益は良くならない。また、イラク情勢により原油が高騰してきているので、今後は大変である。平成15年度は物流三法、NOx・PM法の施行により大変な年となる。(和歌山市)



宮井平安堂
ベストセラー
ランキング

- 1 わかやまの冠婚葬祭
和歌山リビング新聞社 出版 / ¥1,000
- 2 「私が変わります」宣言
高橋佳子 著 / 三宝出版 / ¥1,470
- 3 大悟の法
大川隆法 著 / 幸福の科学出版 / ¥2,100
- 4 ベラベラブック 2
マガジンハウス 出版 / ¥1,000
- 5 半落ち
横山秀夫 著 / 講談社 出版 / ¥1,785
- 6 ベラベラブック vol.1
ぴあ 出版 / ¥1,000
- 7 買ってはいけない part2
金曜日 出版 / ¥1,050
- 8 虚空の逆マトリクス
森 博嗣 著 / 講談社 出版 / ¥819
- 9 チョンマルブック
マガジンハウス 出版 / ¥1,000
- 10 水は答えを知っている 2
江本 勝 著 / サンマーク出版 / ¥1,680

—— 火 災 共 済 ——

- ☐ より安い掛け金！
- ☐ より早い支払い！
- ☐ より簡単な手続き！

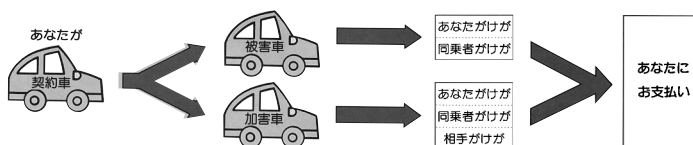


和歌山県火災共済協同組合

—— 自動車事故見舞金共済 ——

契約者を救う他に類のない共済制度です。

強制保険 } とは全く関係なく全て契約者（加
任意保険 } 害者・被害者）に支払われます。



和歌山県中小企業共済協同組合

問合先

和歌山市西汀丁 2 6 番地

TEL (0 7 3) 4 3 1 - 3 2 8 8 (代)

中 央 会 共 済 制 度

- マキシム R (逓増定期保険)
損金で落としながら有退時の役員退職金の準備が出来ます
- 総合保障プラン
集団割引なのでどこよりも安い掛け金で、高額保障・高額医療保障
- 年金共済 (拠出型企業年金保険)
高齢化社会に備え、老後生活資金が準備できます (個人年金保険料控除適用可)
- 特定退職金共済制度
大企業なみの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を

共済受託会社

三 井 生 命 保 険 相 互 会 社

和歌山支社 和歌山市北汀丁 7 番地

T E L 0 7 3 - 4 3 1 - 5 2 3 1
F A X 0 7 3 - 4 2 3 - 7 0 1 7